

焼津市告示第192号

令和8年度焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月21日

焼津市長 中野 弘道

令和8年度焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の中小企業の技術、製品等の開発を促進するとともに、地域産業の振興及び発展を図るため、産業財産権を取得しようとする市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において、産業財産権取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産業財産権 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。

(2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合若しくは農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 主たる事業所又は事務所を市内に置く中小企業者等であること。

(2) 第5条に規定する交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。

(3) 中小企業者等及びその役員のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が国内における産業財産権を取得するために行う出願に要する経費のうち、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支出した別表に掲げるものとする。この場合において、補助対象者が産業財産権の取得に当たり共同出願を行うときは、補助対象経費のうち補助対象者が負担した割合に応じて按分した額を、当該補助対象者に係る補助対象経費とする。

2 補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

3 1 中小企業者等につき、産業財産権の種別ごとにそれぞれ1回まで補助金の交付を受けることができる。ただし、令和8年度中において交付を受ける補助金の合計額が20万

円を超えない範囲に限る。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 事業所の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 出願内容の概要を示す書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった時は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、交付しないと決定したときは焼津市産業財産権取得事業支援補助金不交付決定通知書（第5号様式）により交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定に際し、次のとおり条件を付すものとする。

(1) 事業内容の変更を行う場合において、次に該当するときは、市長の承認を受けること。

ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減

イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿、契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請事項の変更)

第7条 交付申請者は、補助金の交付申請事項を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに焼津市産業財産権取得支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を焼津市産業財産権取得支援事業補助金変更（中止・廃止）等承認通知書（第7号様式）により交付申請者に通知するものとする。

(報告及び検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、事業の施行について報告を求め、又は市長の命じた職員をして事業の状況及び書類、帳簿その他必要な物件を実地検査させることができる。

2 交付申請者は、出願に係る審査等の結果について、速やかに市長に報告しなければな

らない。

(実績報告)

第9条 交付申請者は、事業の完了の日（事業を中止若しくは廃止した場合にあっては、中止若しくは廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、焼津市産業財産権取得支援事業補助金実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第2号様式）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 出願内容の分かる書類（願書の写し及び願書に添付した要約書の写し）

(交付確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により確定通知を受けた交付申請者は、当該通知を受けた日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに、焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の条件に違反したとき。
- (2) 第6条第3項に規定する補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他市長がこの要綱に基づく補助対象者として適切でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	内容
出願及び登録に係る経費	出願料、登録料（出願時に一括で納付する３年分の登録料をいい、実用新案権に係るもの（減免を受ける場合にあっては、減免後の実用新案権に係るもの）に限る。）
出願手続きに要する経費	書類等作成費、写真撮影費、電子化手数料、先行技術調査料、出願代行手数料

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地
名 称
代表者
電 話

()

印

焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、申請に当たり、市税を完納していることの審査を行うために、市税の納付状況について調査されることに同意します。

申 請 者 概 要	業 種	
	資 本 金	円
	従業員数	人
	市内での操業 開始年月日	年 月 日
	主な製品	
交 付 申 請 額	金 円	
出 願 名 称		
補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

（注）代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は押印は不要です。

（添付書類） 収支予算書（第2号様式）

事業所の概要がわかるもの（パンフレット等）

誓約書（第3号様式）

出願内容の概要を示す書類

その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第9条関係）

収支予算（決算書）書

収入

区分	予算（決算）額	説明
計	円	

支出

区分	予算（決算）額	説明
計	円	

第3号様式（第5条関係）

誓 約 書

下記の事項について誓約します。
必要に応じて、市が警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は自己の役員等が、次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) (1)(2)に準ずる反社会的団体及びその構成員

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称および代表者の氏名）

※この誓約書は、焼津市安全安心なまちづくり条例第9条の規定に基づき、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団が利することとならないよう、市の事務及び事業から暴力団を排除するための必要な措置として提出をお願いするものです。

第4号様式(第6条関係)

焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付決定通知書

焼 号
年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申請のあった焼津市産業財産権取得支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助金交付 決定額	円
交付条件	(1) 事業内容の変更を行う場合において、次に該当するときは、市長の承認を受けること。 ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減 イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更 (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿、契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。 (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

第5号様式（第6条関係）

焼津市産業財産権取得支援事業補助金不交付決定通知書

焼 号
年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申請のあった焼津市産業財産権取得支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	不交付
決定理由	

第6号様式（第7条関係）

焼津市産業財産権取得支援事業補助金変更（中止・廃止）等承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称および代表者の氏名）

年 月 日付け 焼 号で補助金交付の決定を受けた事業を次のとおり
変更（中止・廃止）したいので、焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付要綱第6条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更（中止・廃止） の理由		
変更（中止・廃止） の内容	変更後	変更前
交付を受けようと する補助金の額	変更後	変更前

（添付書類） 市長が認める書類

第7号様式（第7条関係）

焼津市産業財産権取得支援事業補助金変更（中止・廃止）等承認通知書

年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで申請があった事業の変更（中止・廃止）を承認します。

当初申請時 交付決定	年 月 日付け 焼 号
承認の内容	
承認後補助金 交付決定額	
承認前補助金 交付決定額	

第8号様式（第9条関係）

焼津市産業財産権取得支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地
名 称
代表者
電 話 ()

補助事業が終了したので、関係書類を添えて報告します。

補 助 事 業 の 名 称	焼津市産業財産権取得支援事業	
交 付 決 定 額	金 円	
交 付 決 定 日 等	年 月 日付け焼 一 号	
出 願 名 称		
補 助 事 業 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
実 績 の 概 要		
	請求項の数	

（添付書類） 収支決算書（第2号様式） 領収証又はその写し
出願内容の分かる書類（願書の写し及び願書に添付した要約書の写し）

第9号様式（第10条関係）

焼 号
年 月 日

様

焼津市長



焼津市産業財産権取得支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった焼津市産業財産権取得支援事業補助金の
交付額について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付額確定額

円

第10号様式（第11条関係）

請求書

		※第		号	
(宛先) 焼津市長				年	月 日
		所在地 名 称 代表者 電 話 ()		⑩	
		☐ 口座振替先 金融機関名 フリ ガ ナ ☐ 口座名義人 ☐ 口座種別 ☐ 口座番号 No.			
次のとおり請求します。					
補助事業の名称	焼津市産業財産権取得支援事業				
請 求 金 額	金 円				
補助金の交付の確定 (又は決定) の日等	年 月 日付け焼 ー 号				